

○玉名市議会における請願及び陳情取扱規程

平成29年11月10日

議会訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号）第18条の規定に基づき、玉名市議会における請願及び陳情の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(請願書等の要件)

第2条 請願書及び陳情書（以下「請願書等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 邦文（点字を含む。）を用いた文書であること。
- (2) 請願又は陳情と明記されていること。
- (3) 趣旨、提出年月日並びに提出した者（以下「提出者」という。）の住所及び氏名が記載され、押印されていること。

(提出方法)

第3条 請願書等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 請願書又は陳情書は、議長宛てに提出すること。
- (2) 点字が記載された請願書又は陳情書を提出する場合は、その訳文を添付すること。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 提出者が2人以上である場合は、代表者の氏名を記載すること。ただし、代表者の氏名が記載されていない場合は、記載されている提出者の氏名のうち最上部に記載されている者を代表者とみなす。
- (4) 提出者が法人である場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、法人の印章を押印すること。
- (5) 提出者が法人でない団体である場合は、代表者の氏名を記載すること。
- (6) 提出者は、複数の請願又は陳情を提出する場合は、様式を分けて提出すること。ただし、様式を分けることができない場合は、事項を明確に区分して記載

し、提出することができる。

2 請願書等の提出は、持参に限るものとする。

3 行政委員会及びその他の執行機関は、請願書又は陳情書を議会に提出することができない。

(受理)

第4条 請願及び陳情（以下「請願等」という。）は、議会の開会の有無に関わらず、議長において受理するものとする。

2 請願等は、定例会の招集に係る議会運営委員会の招集日の前日（当該日が玉名市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する日に当たるときは、当該日の前日）の正午までに受理したものにあってはその定例会で、当該日の正午以後に受理したものにあっては次の定例会で取り扱うものとする。ただし、緊急を要するものについては、議会運営委員会においてその取扱いを協議するものとする。

3 議長は、期限内に受理した請願等については、議会事務局をして請願等の一覧表を作成させるものとする。

4 郵送による陳情については、その文書の写しの議員への配布のみを行うものとする。

(請願の紹介議員)

第5条 紹介議員は、紹介する請願の内容に賛成の意思を示す者でなければならない。この場合において、議長は当該請願に第6条第1号から第7号までのいずれかに該当する内容が含まれていないことに配慮するものとする。

2 紹介議員は、紹介する請願が委員会で審査される場合は、委員会の要求に応じて説明を行わなければならない。

3 受理した請願は、本会議において報告されるまでの間は、議長の承認を得て紹介を取り消すことができる。この場合において、紹介議員が存在しなくなったときは、請願する者にその旨を伝えた上で、請願書を返戻するものとする。

4 本会議において報告された請願は、議会が意思を決定する前に限り、議会の同

意を得て紹介を取り消すことができる。

- 5 請願は、委員会付託後に紹介議員の死亡若しくは辞職又は紹介の取消しにより請願の紹介議員が存在しなくなった場合においても、引き続き請願として取り扱う。

(法令等又は公序良俗に反する行為等に係る請願等の取扱い)

第6条 議長は、受理した請願又は陳情のうち、次の各号のいずれかに該当する内容が含まれるものについては、議会運営委員会の意見を聴いて措置を行うものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定の個人に関する情報が明らかとなるおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの
- (5) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの
- (6) 市の事務に関係のない事項についての行為を求めるもの
- (7) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認められるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議長が適当でないと認めるもの

(委員会付託)

第7条 議長は、請願又は陳情を受理した場合は、関係する常任委員会及び議会運営委員会に付託するものとする

- 2 議長は、付託する請願又は陳情の内容が複数の委員会等の所管する事項に属する場合は、関係する委員会等に応じた数の請願又は陳情が提出されたものとみなし、それぞれの関係する常任委員会及び議会運営委員会に付託する。

- 3 議長は、付託する請願又は陳情を所管する委員会等が明らかでない場合は、その内容により主として関係する常任委員会及び議会運営委員会に付託する。

4 議長は、委員会が付託された請願又は陳情について他の委員会へ付託することが適当であると認めた場合は、委員長の申出により、本会議に諮り付託替えをすることができる。

5 議長は、特別委員会に付託することが適当と認めた請願等については、特別委員会に付託するものとする。

(取下げ)

第8条 提出された請願等は、提出者の申出により、本会議において報告されるまでの間にあつては議長の承認を経て、本会議において報告された後にあつては、議会が意思を決定する前に限り議会の同意を得て、取り下げることができる。

(審査)

第9条 委員会は、付託された請願等について速やかに審査を行うものとする。

2 委員会は、請願等の審査に当たり、執行機関の意見を聴くことができる。

3 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、玉名市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の規定による委員の派遣の議決を経た上で、実地調査を行うことができる。

4 委員会は、必要があると認めたときは法令又は委員会条例の定めるところにより、公聴会を開催し、又は参考人の意見を聴くことができる。

5 委員会は、審査のため必要と認めたときは、他の委員会の意見を求め、又は他の委員会と連合して審査を行うことができる。

(審査結果の報告及び決定)

第10条 委員会は、請願又は陳情の審査を終了したときは、委員長名で議長宛てに審査報告書を提出するものとする。

2 議長は、審査報告書を受領したときは、これを本会議に付さなければならない。

3 委員会は、請願書等の内容が審査の対象に適しないと認めるときは、審査を打ち切り、又は不採択とすべきものとして処理するものとする。

4 議長は、本会議の決定を経た請願等については、その結果を提出者に通知するものとする。

(事務処理)

第11条 議長は、議会事務局をして請願又は陳情をそれぞれ原則として提出された順に番号を付し、整理するものとする。

2 請願等の番号は、暦年ごとに付すものとする。

附 則

この訓令は、平成29年11月13日から施行する。